

契約番号	
利用者名	様
契 約 日	
事業所名	通所介護事業所 葺きの里

通 所 介 護 利 用 契 約 書

第 1 号 通 所 事 業 利 用 契 約 書

社 会 福 祉 法 人 積 善 会

通所介護利用契約書

第1号通所事業利用契約書

.....（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人積善会（以下、「事業者」という。）は、利用者に対し事業者から提供される指定通所介護サービス又は指定第1号通所事業サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係る通所介護計画、第1号通所事業計画（以下、「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業所を紹介する等居宅サービス計画作成のための必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意

を得た上で決定するものとします。

- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定居宅サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、重要事項説明書で別に定めるサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間及び利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に指定居宅サービスを実施する期間をいいます。

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分；介護保険負担割合分）を事業者に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されま

す（償還払い）。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、利用期間中の食事代とダイバー代（おむつ代）等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金はサービス利用月毎に計算し、利用者は翌月20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条（サービスの中止・変更・追加）

- 1 利用者は、サービス提供日において、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス提供日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 3 利用者がサービス提供日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して、重要事項説明書に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合の料金は第7条に定める料金の支払いと合わせて請求します。
- 4 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所が満員により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議するものとします。
- 5 事業者は、利用者の体調不良等の理由によりサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、重要事項説明書に記載したとおりです。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財物の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関とともに家族又は緊急連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 11 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は職員は、指定居宅サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 16 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホー

ムを閉鎖した場合

- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約または解除された場合

第 17 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1

か月以上遅延し、催告にもかかわらず催促の日から15日以内に支払われない場合

- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第20条（契約の解除された場合における関連条項の失効）

第17条から第19条により、本契約を解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第21条（精算）

利用者は、第16条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第22条（相談、要望、苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスに関する利用者等からの相談、要望、苦情に対して、適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

《契約者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 :

《事業者》

所 在 地 上尾市瓦葺2143番地2

事業者名 社会福祉法人 積 善 会

通所介護事業所 葺きの里

代表者名 理 事 長 黒 須 勇 印

通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書

＜令和8年8月1日現在＞

当施設は介護保険の指定を受けています。

(埼玉県指定 第1171600149号)

当施設はご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定第1号通所事業サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 積善会
- (2) 所在地 埼玉県上尾市瓦葺2143番地2
- (3) 電話番号 048-720-2288
- (4) 代表者氏名 理事長 黒須 勇
- (5) 設立年月日 平成10年9月30日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 : 通所介護事業所
平成12年4月1日指定 埼玉県第1171600149号
第1号通所事業所
平成18年4月1日指定 埼玉県第1171600149号
- (2) 施設の目的 : 介護保険法令の趣旨に従い、利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること。
- (3) 施設の名称 : 通所介護事業所 葺きの里
- (4) 所在地 : 埼玉県上尾市瓦葺2143番地2
- (5) 電話番号 : 048-720-2288
- (6) 施設長(管理者)氏名 : 黒須 康弘
- (7) 当施設の特徴

- ① 家庭的な雰囲気の中、利用者の一人ひとりが、「来てよかった」と思えるきめ細かい介護支援をします。
- ② 利用者一人ひとりの能力に応じた、自立支援を行います。
- ③ 食事は、バランスのとれた献立を作り、家庭的で心のこもった食事を提供します。

(8) 開設年月日 : 平成11年11月16日

(9) 利用者定員 : 45名

※1単位目 30人

※2単位目 15人

※3単位目 15人

(10) サービス提供する対象地域 : 上尾市・さいたま市見沼区

※上記地域以外の方でも、ご相談に応じます。

(11) サービス提供時間 : 1単位目 午前9時30分から午後4時30分

2単位目 午前9時30分から午後1時00分

3単位目 午後1時20分から午後4時30分

(12) 休日 : 日曜日、及び12月31日～翌年1月3日

3. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	計			業 務 内 容
		常 勤	非常勤	
管 理 者	1 名	1 名		サービス管理全般
生 活 相 談 員	2 名	2 名		日常生活上の相談等
介 護 職 員	9 名	4 名	5 名	日常生活上の介護等
看 護 職 員	3 名	1 名	2 名	健康管理・医療業務・介護等
機能訓練指導員	1 名		1 名	機能回復訓練
管 理 栄 養 士	1 名	1 名		栄養管理等
事 務 職 員	1 名	1 名		一般事務・料金請求等
そ の 他 職 員	4 名		4 名	介護援助・運転手等

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 設備等の概要

設備の種類	室 数	設備の種類	室 数	備 考
食 堂	1 室	浴 室	2 室	一 般 浴 槽 特 殊 浴 槽
機能訓練室	1 室			
静 養 室	1 室	送 迎 車	5 台	ワ ゴ ン 車 軽 自 動 車
相 談 室	1 室			

5. サービス内容

通所介護計画に沿って、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

① 食 事 : 昼食・おやつを提供

② 入 浴 : 一般浴・機械浴

車椅子の方もチェアー浴槽やリフト浴槽を使用して入浴することができます。

③ 機 能 訓 練 : 外部の理学療法士と機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復又はその減退を防止する訓練を実施します。

④ 健康チェック : 血圧・体温測定の実施

⑤ 送 迎 : 送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を減算します。
通常の実施地域を超えた場合、1 キロメートルあたり 60 円の加算となります。

あなたのご利用日は、次の曜日です。

利 用 日 (毎週)	月	火	水	木	金	土

※ 利用日には、○印をつけてあります。

◆ 健康上の理由による中止

以下の場合には、サービス提供を中止させていただくこともあります。

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

6. 料 金

(1) 利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いいただきます。なお、基本サービス費及び加算の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載した割合を適用致します。

《通所介護サービス利用料金》

基本サービス費（1日あたり） 《 通常規模通所介護費 》

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10,27円を適用しています。

	利 用 料 金	自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
要 介 護 1	6,757 円	676 円	1,352 円	2,028 円
要 介 護 2	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
要 介 護 3	9,243 円	925 円	1,849 円	2,773 円
要 介 護 4	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円
要 介 護 5	11,789 円	1,179 円	2,358 円	3,537 円

《通所介護サービス利用料金》

基本サービス費(3時間以上4時間未満)《通常規模通所介護費》

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10,27円を適用しています。

	利 用 料 金	自己負担額		
		1 割	2 割	3 割
要 介 護 1	3,951円	396円	791円	1,186円
要 介 護 2	4,517円	452円	904円	1,356円
要 介 護 3	5,115円	512円	1,023円	1,535円
要 介 護 4	5,692円	570円	1,139円	1,708円
要 介 護 5	6,279円	628円	1,256円	1,884円

加 算 料 金 (1日あたり)

① サービス提供体制強化加算 / 1日

	自己負担額		
	1 割	2 割	3 割
介護福祉士が70%以上配置	23円	45円	68円

② 入浴介助加算 / 1回

自己負担額		
1 割	2 割	3 割
41円	82円	123円

③ 生活機能向上連携加算 / 月1回

自己負担額		
1 割	2 割	3 割
206円	411円	617円

《第 1 号通所事業サービス》

基本サービス費（1か月あたり）

当事業所は、地域区分 6 級地・地区別単価 10.27 円を適用します。

	利 用 料 金	自 己 負 担 額		
		1 割	2 割	3 割
要支援 1 事業対象者	18,465 円	1,847 円	3,693 円	5,540 円
要支援 2 事業対象者	37,187 円	3,719 円	7,438 円	11,157 円

加 算 料 金（1 か月あたり）

① サービス提供体制強化加算（いずれか一つ）

		自 己 負 担 額	
		要支援 1 事業対象者	要支援 2 事業対象者
介護福祉士が 70%以上配置	1 割	91 円	181 円
	2 割	181 円	362 円
	3 割	271 円	543 円

《通所介護・第1号通所共通事項》

介護職員等処遇改善加算Ⅰ(イ)（事業対象者・要支援 1・2 及び要介護1から 5）

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 11.1%を加算

その他自己負担金 (事業対象者・要支援 1・2 及び要介護 1 から 5)

① 食 費 (おやつ代含む)	1 食あたり	9 0 0 円
② 教 養 娯 楽 費	1 日あたり	1 0 0 円
③ ダ イ パ ー 代 (産業廃棄物処理費含む)		
リハビリパンツ	1 枚	2 5 0 円
パ ッ ト	1 枚	5 0 円

④ そ の 他

- ・日常生活上の便宜に係る費用、特別な企画に関する費用、また病院付き添い等に係る交通費等、通常のサービス以外の事象が行われた場合には、その都度検討させて頂き、実費負担を頂く場合がございます。

その他自己負担金<半日型> (事業対象者・要支援 1・2 及び要介護 1 から 5)

① 食 費 (9 : 30-13 : 00)	1 食あたり	7 5 0 円
② おやつ代 (13 : 20-16 : 30)	1 食あたり	1 5 0 円
③ 教養娯楽費	1 日あたり	1 0 0 円
④ ダイパー代 (産業廃棄物処理費含む)		
リハビリパンツ	1 枚	2 5 0 円
パ ッ ト	1 枚	5 0 円

⑤ そ の 他

- ・日常生活上の便宜に係る費用、特別な企画に関する費用、また病院付き添い等に係る交通費等、通常のサービス以外の事象が行われた場合には、その都度検討させて頂き、実費負担を頂く場合がございます。

(2) キャンセル料 (連絡先 048-720-2288)

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

・通常利用の場合

(介護保険給付外でのご負担となります)

ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
当日の 8 時 40 分までにご連絡いただいた場合	1, 000 円
当日 8 : 40 ~ 9 : 30 までにご連絡いただいた場合	1, 250 円
当日 9 : 30 以降にご連絡をいただいた場合	1, 500 円

※ 第 1 号通所事業サービスのご利用者は、キャンセル料はかかりません。

・半日利用の場合

<9 : 30 ~ 13 : 00 ご利用の場合>

ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
当日の 8 時 40 分までにご連絡いただいた場合	1, 000 円
当日 8 時 40 分 ~ 9 時 30 分までにご連絡いただいた場合	1, 250 円
当日 9 時 30 分以降にご連絡をいただいた場合	1, 500 円

<13 : 20 ~ 16 : 30 ご利用の場合>

ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
当日の 12 時 10 分までにご連絡いただいた場合	1, 000 円
当日 12 時 10 分 ~ 13 時 20 分までにご連絡いただいた場合	1, 250 円
当日 13 時 20 分以降にご連絡をいただいた場合	1, 500 円

※ 第 1 号通所事業サービスのご利用者は、キャンセル料はかかりません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- | | |
|----|--|
| ア. | 口座振替
月末引き落とし：領収書の発行はありませんので、通帳にてご確認ください。 |
| イ. | 窓口での現金払い |
| ウ. | 下記指定口座への振込み
口 座 : 武蔵野銀行 東大宮支店 (普) 002393
口座名義 : 社会福祉法人 積善会 理事長 黒 須 勇
通所介護事業所 葺きの里 |

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に介護支援専門員とご相談いただき、お電話等でお申し込みください。
当施設職員がお伺いし、契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① ご契約者からのサービス利用契約を終了申し出る場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

② 事業者からの申し出によりサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自 動 終 了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、
自立と認定された場合・・・・・・・・・・区分変更となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・・・・・・死亡日の翌日

④ そ の 他

- (ア) 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者がご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- (イ) 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金の支払い催告をしたにも関わらず15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止を度々繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- (ア) サービスの提供を受ける際は、従業者の指示に従っていただくようお願いいたします。
- (イ) ・主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出て下さい。
 - ・気分が悪くなったときは速やかに申し出て下さい。
 - ・体調不良等によって通所介護等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがございます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	①	氏 名			
		住 所			
		電話番号	(自 宅)	—	—
			(携帯電話)	—	—
			(勤 務 先)	—	—
			《勤 務 先名》		
	関 係				
	②	氏 名			
		住 所			
		電話番号	(自 宅)	—	—
(携帯電話)			—	—	
(勤 務 先)			—	—	
《勤務先名》					
関 係					
主 治 医	病院・診療所				
	医 師 名				
	住 所				
	電 話 番 号	—	—		

9. 第三者評価の実施について

私どもの事業者では、第三者機関による評価は、受けておりません。

10. 事故発生時の対応について

利用者の予期せぬ事故が発生したときは、下記のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

- (1) サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) サービスの提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

11. 相談、要望、苦情等の受付窓口について

(1) 当施設におけるサービス相談窓口

当施設のサービスへ相談、要望、苦情等は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・受付窓口 048-720-2288
 9:30～16:30（月曜日～土曜日）
- ・苦情受付担当者 佐藤 めぐみ
- ・苦情解決責任者 廣瀬 芳美

(2) 第三者委員

- | | |
|--------|--------------|
| 黒須 美恵子 | 048-721-0259 |
| 原口 又三郎 | 048-685-8832 |

(3) 行政機関その他の受付機関

- ① 埼玉県国民健康保険団体連合会
住 所 さいたま市中央区大字下落合1704番地
電 話 048-824-2568
受付時間 9:00～16:00（毎週月曜日～金曜日）
- ② 上尾市健康福祉部高齢介護課
住 所 上尾市本町3丁目1番1号
電 話 048-775-6473（ダイヤルイン）
受付時間 8:30～17:00（毎週月曜日～金曜日）
- ③ さいたま市見沼区役所高齢介護課
住 所 さいたま市見沼区堀崎町12番地36
電 話 048-681-6068
受付時間 8:30～17:00（毎週月曜日～金曜日）

令和 年 月 日

指定通所介護サービス、指定第1号通所事業サービスの提供開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明をおこないました。

《事業者》

所在地 上尾市瓦葺2143番地2

法人名 社会福祉法人 積善会

名称 通所介護事業所 葺きの里

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス、指定第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係 :

個人情報利用同意書

1. 使用目的

- (1) サービス担当者会議資料
- (2) 指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所との連絡調整
- (3) 医療機関等への情報提供
- (4) ホームページ、パンフレット、SNS 等に写真の掲載

同意する ☐ / 同意しない ☐

2. 使用する情報

- (1) 主治医意見書
- (2) 利用者基本情報
- (3) 居宅介護サービス経過記録
- (4) その他関連情報

3. 提供する事業所等

- (1) 居宅介護サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所及び
指定介護予防支援事業所
- (2) 医療機関等
- (3) その他関連する機関

4. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

5. 使用条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、参加者、内容等の経緯を記録する。

私及び私の家族等に関する個人情報について、上記の目的で使用することに
同意いたします。

令和 年 月 日

通所介護事業所 葺きの里
社会福祉法人 積 善 会
理 事 長 黒 須 勇

《利用者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

家族の代表 住 所

又は代理人 氏 名 印

利用者との関係 :